

令和3年度第1回福島県男女共同参画審議会議事録

日時 令和3年8月18日(水)

13:30～15:45

場所 オンライン開催

(事務局：自治会館1階

消費生活センター研修室)

◎出席委員(敬称略)17名

大越 香代子、大山 美奈子、國井 隆介、小林 清美、阪本 祥子、坂本 浩之、
佐藤 暁美、高橋 準、冨下 敬資、冨塚 リエ、鳴瀬 夕子、西沢 桂子、藤野 美
都子、松原 光、山崎 捷子、横田 智史、渡部 庄栄

◎欠席委員(敬称略)3名

李 智恵、日下部 之彦、山浦 さとみ

◎オブザーバー

福島県男女共生センター 金子隆司副館長

◎庁内関係部局

人事課 石川朋浩主幹兼副課長、危機管理部 吉田秀彦部主幹兼危機管理課副課長、
災害対策課 山家謙一主幹兼副課長、災害対策課 坂本久主査、避難地域復興課 高
橋 里穂主任主査、文化振興課 橘潔総括主幹兼副課長、生活環境部 高橋浩一企画
主幹、こども・青少年政策課 岡田雅子総括主幹兼副課長、子育て支援課 村上俊広
主幹兼副課長、児童家庭課 尾関伸久主幹兼副課長、雇用労政課 金澤啓一課長、農
業担い手課 二階堂英行主任主査、義務教育課 佐藤敏宏主幹、高校教育課 亀田光
弘主幹、福島県警察本部警務課 紺野久美子企画第二補佐

◎事務局

渡辺仁生活環境部長、関根昌典生活環境部政策監、山ノ内誠男女共生課長、庄子睦子
主幹兼副課長、五十嵐智子主任主査、岡部聡副主査、鈴木直実副主査、大堀李花子主
事

1 開会

2 生活環境部長挨拶

委員選任後初めての審議会であることから、各委員から自己紹介(所属と名前)

3 福島県男女共同参画審議会の運営について

(山ノ内男女共生課長から、資料1-1、1-2、1-3に基づき説明。)

4 議事

議事に入る前に、事務局から、委員20名中17名が出席し、「福島県男女共同参画審議会規則」第3条第3項に規定する定足数の過半数に達しており、本会議が成立している旨報告あり。

(1) 会長・副会長の選任について

互選により、藤野美都子委員を会長に、高橋準委員を副会長に選出した。

(藤野会長)

福島県立医科大学の教員をしております、藤野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(高橋副会長)

引き続き、副会長を務めさせていただきます。プランの改定作業中ということで、藤野会長を支えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(2) 「ふくしま男女共同参画プランの推進状況について」

(藤野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事(2)「ふくしま男女共同参画プランの推進状況について」ですが、令和2年度の実績と今年度の事業概要に分けて御意見をいただきたいと思っております。

始めに、令和2年度の実績について、あらかじめ委員の皆様からいただいた意見と対応案も併せ、事務局より説明願います。

(山ノ内男女共生課長から、資料2-1、2-2、4、参考資料1、2により説明。)

(藤野会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問などはございませんか。

ないようですので、次に移りたいと思っております。それでは、次に、令和3年度の主な事業概要について、事務局から説明願います。

(山ノ内男女共生課長から、資料3、5により説明。)

(藤野会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御出席の委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。御意見を頂いておりました佐藤委員、追加で何か御意見、または御助言等あればよろしくお願い申し上げます。

(佐藤委員)

施策としては再発防止対策という言葉が出ていながら、事業に結びついていないのかなとお伝えしたかったのが、是非、事業に結びつけるような今後の対応をしていただけたらと思っています。よろしくお願いします。

(藤野会長)

具体的な再発防止のための施策をとという御意見を頂きましたので、今後、対応いただければと思います。

その他、何か皆様から御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(3) 「ふくしま男女共同参画プランの改定に関する答申案について」

(藤野会長)

それでは、次に進みたいと思います。次の議事は「男女共同参画プランの改定に関する答申案」について、事務局から説明をお願いいたします。

(山ノ内男女共生課長から、資料6、7により説明。)

(藤野会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御出席の委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

順不同で構いませんので、御意見のある方は、画面上、ちょっと大きく手を挙げるなど、合図をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

順番にやっていったほうが、御意見出しやすいでしょうか。

(富塚委員)

順不同ですけども、年表の98ページの2018年のところで、公布を成立に直したというお話でしたが、働き方改革を推進するための関係法の整備に関する法律、こちらも、公布ではなく成立、ということになりますでしょうか。

(藤野会長)

はい。年表の中で「公布」、「成立」という言葉が混ざっていますので、統一したほうがよいかと思いました。98ページの2018年、「政治分野における…」のその下の「働き方改革を推進するための…」も統一していただけますか。

(山ノ内課長)

成立に直したいと思います。

(藤野会長)

ほかにお気づきの点、どこからでも構いませんけれど、いかがでしょうか。ちょっと後ろからになってしまうのですが、鳴瀬委員から御指摘があった84ページの施策の内容⑤です。もともとの御意見は、痩せとか肥満という御指摘だったのですが、この時期が、成人期、高齢期となっているので、これより前の時期、例えば痩せとか肥満は結構、思春期の問題じゃないかと思うのですが、このあたりはどういう表現がよいでしょうか。

(鳴瀬委員)

私は教育の講演をやっている関係もありまして、食育のところもお話させていただいております。食育も含めて書いていただけるとありがたいと思っています。

ただし、小学校から食育というのは役立っているところが多くて、それを全部含めてしまうとどうかと思って、思春期と分けて、もっと小さい時から、食育の大事さっていうのを教えていくのがよいのではないのかなと思います。以上でした。

(藤野委員)

そうすると、このところで「生涯を通じた」という言葉を使っているのですが、そういう言い方がよいですか。ここの表現を検討いただければと思います。もともとの文章が「加齢に伴う」となっていたところに食育が入ったためこうなっていますけれども。

(鳴瀬委員)

「生涯にわたって」のほうが表現的にはよいのではないかと思います。

(山ノ内課長)

御意見を踏まえまして、その「生涯にわたって」というようなところを、健康づくり推進課とも相談をしまして、修正していきたいと思います。

(鳴瀬委員)

よろしくお願いします。

(藤野会長)

ほかに、皆様からお気づきになられた点とかございますか。

すいませんこれも順不同で申し訳ないですけど、64ページのところで山崎委員から御意見をいただいて、現状と課題の丸の5番目に「クオータ制等」という言葉が入りました。ただ、説明の仕方があまりよくないなと思っています。クオータ制は割当て制のことなので、性別を明確に意識して使う手法です。「性別にとらわれない役員選任や、クオータ制の導入により」というふうにしたほうがよいのかなと思います。このあたりは、御意見いただいた山崎委員、何かアイデアがあればお願いしたいのですけれど、いかがでしょうか。「クオータ制の導入等により、性別にとらわれない役員選任等を行い」など、そういう形で直していただきたいなと思っているのですけれど、何か御意見ございますでしょうか。

(山崎委員)

直していただいた内容で満足しております。

(藤野委員)

「クオータ制の導入等により、性別にとらわれない役員選任等を進め、方針決定に男女ともに関わっていく必要があります。」くらいの表現のほうがよいでしょうか。

(山ノ内課長)

今会長からいただいた御意見も踏まえて検討させていただきたいと思います。

(藤野会長)

ほかに、皆様から御意見等ございますか。では、佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員)

73ページの21行目、「なお最近では、女性議員に対するセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントが問題とされ、令和3年6月に候補者男女均等法が改正されています。」という文面がありますが、これはセクハラやマタハラだけで改正されたわけではなく、政治分野における男女共同参画をもっと推進しようということで改正されていると思うんです。それで、こういうことが問題とされて、この改正案に明記されたというような内容にしたほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。

(藤野会長)

今の御意見は73ページの現状と課題の一つ目の丸の最後の、「候補者男女均等法が改正されています。」という文章のところで、セクハラとかマタハラが問題とされて改正されたと書かれているけれど、もっと女性議員を増やす、女性議員が活躍できるようにということが主たる目的の改正だったので、それが、この文面にあらわれるようにという御指摘でよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

そうです。男女の比率、女性のための法律だと思うのですが、こういったことにマタハラやセクハラも明記されているという書き方のほうがわかりやすいかと思ったのですが。なぜ改正されたかということなのだと思いますが。

(藤野会長)

この文章自体は、セクハラとか、マタハラのことを書いているところなので、その関連で、この候補者均等法も改正されましたという流れとなっています。今御指摘があったように、例えば女性議員の活躍を阻害するような、セクハラとかマタハラが問題とされ、などと書けば、その点は、生かされるのかなと思うのですが。

(佐藤委員)

セクハラやマタハラだけの改正でよいのかというか。

(藤野会長)

御指摘の点は分かりますが、候補者を増やすというところの文脈で、この文章が出てきているのではなく、セクハラ、マタハラのほうが主たる対象となっています。それでも書き方として、例えば、最近ではというところの最初に、「女性議員の活躍を阻害するセクハラ、マタハラが問題とされ、この候補者均等法も改正された」とすると、候補者均等法はセクハラ、マタハラを主とした法律ではなく、今回はこれだけに絞った形で改正されているということが、わかるような文面に直すということではよろしいでしょうか。

(佐藤委員)

はい。

(山ノ内課長)

少しここを工夫して書けるか、記載を検討させてください。

(藤野会長)

そのほかにどなたか、お気づきの点があれば、御指摘いただきたいと思います。

すいません。ちょっと私から、佐藤委員に教えていただきたいと思います点があるのですが、よろしいでしょうか。33ページのところで、女性に対する暴力とか、性被害とか性暴力が書かれている現状と課題の丸の三つ目ですけれど、76ページにDV被害や、性犯罪性暴力という形で、国の基本計画に合わせて、文言を揃えていただいたので、私はこの33ページも、国の基本計画に合わせるほうがよいかと思って意見を出させていただきました。33ページで女性に対する暴力や、性被害、性暴力と表現してしまうと、あとで性犯罪性暴力に直したものとずれてしまうのですが、ここの表現としてどういう表現が一番適切なのか、御助言いただけるとありがたいです。

(佐藤委員)

「性被害」ではなく「性犯罪」にしたというところでしょうか。

(藤野会長)

そうです。33ページ、防災のところなのですが、現状と課題の丸三つ目のところで、「また、大規模災害時には、過去の事例でも、女性に対する暴力や性被害・性暴力が増加する」となっています。私自身は性被害と性暴力と並べることが、どうなのかと調べて質問したのですが、回答が違う形で戻ってきてしまったので、どのように表現するのがよいのかと悩んでいるところです。

(佐藤委員)

私は性被害ではなく、性犯罪という形で表現していただきたいと思います。性犯罪・性暴力という表現に統一していただければありがたいです。決して性被害だけではない、性被害は犯罪なので、性被害を受けることが、犯罪になるんだということを多くの方々にはわかっていただきたいと思いますので、犯罪という言葉を使っただけであればありがたいです。

(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

この33ページの表現を、御検討いただければと思います。

(山ノ内課長)

少し事務局から補足で説明させていただきたいと思うんですが、ここで性被害、という言葉を使っていますのは、災害時だとか、避難場での生活、集団生活の中では、性的な嫌がらせなども起こるということを踏まえて、広く性被害という言葉を使ったということで、犯罪や暴力だけじゃなくて性的な嫌がらせも含めたいという考えでございました。その上で、委員からの御意見で性犯罪、性暴力に修正したほうがよいということであれば、検討したいと思うんですが、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

被害者が恐怖を覚えたり、暴力って怖いと思った瞬間にもう犯罪になりうる可能性ってあると思うんです。暴力って被害者がどう感じたか、恐怖を覚えたり、性被害なんて余計そうですね、かなりの恐怖や不安を覚えるわけですから、被害者が感じた状況においては犯罪になり得る。あつてはいけないことなので、被害だけでなく犯罪という言葉に統一していただければありがたいと思います。

(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

先ほどの御回答だと、性的な嫌がらせも入るということですけど、そもそも性的嫌がらせは、本来私自身は犯罪だと思っています。犯罪と書いたから、小さなものは含まれないとは考えないほうがよいと思っています。

佐藤委員の御助言もいただいたので、できれば、性犯罪、性暴力という同じ言葉を、このプランでは使ったほうがよいと思います。

(山ノ内課長)

はい。今の会長と佐藤委員からいただいた御意見を踏まえて、事務局でも検討させていただきたいと思います。

(藤野会長)

ほかに、皆様のほうでお気づきの点等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(高橋副会長)

ちょっと重なるんですけども、前回か前々回の審議会の時に言ったかなと思うのですが、資料7の4ページの1番下のところに、藤野会長と同じことなのですが、やはり男女間における暴力っていう言い方がすごく気になります。

多分、最初は女性に対する暴力だったはずで、それが女性から男性もあるよねということで男女間となっていると思うのですが、男女間っていうと、当初の焦点の当て方からかなり遠くなってしまふ、ぼやけてしまふということと、それから当然、男性から男性あるいは女性から女性という、親密な関係における暴力の問題が抜け落ちてしまいかねないので、ちょっとここはやはり気になります。また、子どもが対象になるときも、やはり子どもの性別に関係なく出てくる話だとは思いますが。前は、親密な関係における暴力の根絶でいかがでしょうかと御提案した記憶があるんですけども、どうですかね。それだけをここでは問題にしていなくて言われてしまうとそうなのかもしれないんですけども、雑駁な質問で申し訳ないですが。

(藤野会長)

今、副会長から御指摘いただいた点は、私も何回もこだわって、出している意見です。最初が女性に対するあらゆる暴力で、逆もあるということで、男女間となっているのですが、男女間としてしまふと、いろいろ差し障りがあると私自身は思っています。一つはやはり力関係を前提とした形での暴力というところが抜けてしまふということと、今、

副会長が御指摘されたように子どもの問題というのも取上げているのですが、それが、このタイトルには入ってこなくなってしまうので、何か違う表現がよいということと、それから、プランの中で、性的マイノリティの人に対する配慮をせっかく盛り込んだのに、ここであえて男女という言葉を使わないと説明が出来ないのかという点が気になっているところです。皆さんで、もうちょっといいアイデアがあれば、出していただけるとよいのですけれど、いかがでしょうか。

佐藤委員よろしくお願ひいたします。

(佐藤委員)

あらゆる暴力の廃絶となれば決して男女間の暴力だけでないと思うのですが、ただ、現状ではまだまだ男性から女性に対する暴力が多く、男女間の暴力としたほうが皆様にはわかっていただけるのではないかと思います。ただ、本当は親密な関係にある、男女以外の関係性のあるすべての暴力をさす、本当だったらあらゆる暴力というのであれば男女間にこだわる必要はないのではないかと思います。まだまだ男女間の暴力が多いからこういった表現になってしまうのかと思います。本来であればすべての暴力、あらゆる暴力の根絶としたほうが、もしかしたらよいのではないかと思います。

(藤野会長)

今の点について国のプランは、あえて前から使っている女性に対する暴力となっています。それで、私は男女間と書くよりは、女性に対する暴力と書いたほうが、事の本質ははっきりするのではないかと思います。ただ、そうすると男性に対する暴力が抜けるのではないかという御指摘もあって、おそらく男女間となっているとは思いますが。親密な関係におけるという使い方はしてないのでしょうか。他都道府県のプランでは。

(高橋副会長)

してないですね。何でしてないかはわからないですけども。

(藤野会長)

私自身は、これからプラン概要版、今回の参考資料1のような概要版が出たときに、せっかく性的マイノリティに対する項目を入れたのに、その下の基本目標のところなどに、男女間におけるあらゆる暴力の根絶というのが入ってしまうものですから、プランのよさが消えてしまうのではないかと気になっていて、何かアイデアがないかなと思っています。

では、皆様から御意見がなければ、このままとなるかもしれませんが、御検討いただくということで、よろしいでしょうか。

(山ノ内課長)

事務局では、副会長や会長からの御意見、また佐藤委員からの御意見も踏まえて、さらにほかの委員の皆さんからももっと適切な表現があったら御意見を寄せていただいたうえで、事務局でも改めて検討してみたいと思います。

(藤野会長)

ありがとうございます。ほかに、皆様から御意見ございますでしょうか。よろしいで

しょうか。

それでは、時間も超過しておりますので、本日の審議を踏まえ、答申案の取りまとめを行いたいと思います。答申の文言等の取りまとめにつきましては、会長の私と高橋副会長及び事務局にお任せいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、皆様からさらに御意見等あれば、事務局にお寄せいただくということで、お願いをしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。議事の（４）その他について事務局から何かございますでしょうか。

（山ノ内男女共生課長）

特にございません。

（藤野会長）

本日予定しておりました議題は以上となります。事務局は、委員の皆様からいただいた意見を今後の取組に反映していただきたいと思います。これで、議長役を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（庄子主幹）

それでは以上をもちまして、令和３年度第１回福島県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。